

波佐見町観光パンフレット制作業務仕様書

1 趣 旨

波佐見町の地域を、より効果的かつ広域的に情報発信するため、波佐見町の観光やグルメスポット、文化及び歴史を盛り込んだパンフレットを制作し、波佐見町への誘客促進を図る。また、近年急増している外国人観光客に対応するため、各外国語（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）版のパンフレットも制作する。

2 業 務 名 波佐見町観光パンフレット制作業務

3 業務概要等

(1) 内容

① パンフレット作成にかかる次の業務

企画、デザイン、キャッチコピー、翻訳、編集、校正等の業務一式及び印刷

(2) デザイン等

制作に当たっては、利用者に分かりやすく、かつ印象強く内容をPRするものとなるよう写真の配置やサイズ、イラスト、キャッチコピー、文章表現など視覚に訴えるデザイン及び編集となるよう工夫をするほか、文字の大きさ、色、地図表現についても工夫を凝らし、見やすく手に取りやすいデザインとすること。また、日本語版をベースに各言語毎に作成し、外国人観光客が好む色使いや写真を使用するなど、適宜、その方々に合わせた分かりやすい説明を加えること。

(3) パンフレット仕様

① サイズ：A5版（16～20頁程度）

② 紙 質 表紙4ページ：再生マットコート110kg 本文：再生マットコート90kg

③ 印 刷：フルカラー（全頁）

④ 部 数：日本語版：30,000部

外国語版：各言語 10,000部

※外国語版の言語は、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語

⑤ データ：波佐見町ホームページ等に掲載するデータ形式

(4) 構成及び内容

波佐見町の観光情報を盛り込み、波佐見町の魅力を最大限発信できる内容とするとともに、手にした人が一目見て波佐見町を訪れたいくなるようなインパクトの強いものとする。

① 観光スポット・イベント・体験の情報の提供

四季それぞれに波佐見町を訪れるリピーターにつながるように、季節ごとに魅力ある情報を提供する。

② 文化・歴史・街並み等

多くの説話が残る文化財や神社、やきものの街らしい街並み等、波佐見町への誘客につながる情報を提供する。

③ グルメ情報の掲載

昔から伝わる食文化やご当地グルメなど、食で回遊できる情報を提供する。

④ その他

写真・イラストは受託者で手配または撮影をすること（波佐見町所有の素材活用も可）。波佐見での街並み散策やショッピング、体験メニューなどを取り入れ、着地型観光や地域の魅力を満喫できる多様な観光ニーズに対応した内容とする。

4 成果物

(1) パンフレット冊子

①日本語版：30,000部

②外国語版（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）：各10,000部

(2) パンフレット完成品印刷データ（速やかに修正、増刷発注可能で、A I形式のデータ及びPDFファイルが格納されたDVD-R等）

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日

6 契約限度額

6,677,000円（消費税含む）を上限とする。

7 留意事項

(1) 受託者は提案作品を基本として、内容の詳細等を委託者と受託者双方で協議の上、成果物を完成させること。

(2) 本契約の締結時に受託者が既に所有又は管理していた知的財産権（以下「受託者知的財産権」という。）を受託者が納入物に使用した場合には、委託者は、当該受託者知的財産権を、仕様書記載の「目的」のため、仕様書の「納入物」の項に記載した利用方法に従い、本契約終了後も期間の制限なく、また追加の対価を支払うことなしに自ら使用し、又は第三者に使用させることができる。ただし、仕様書に明確な利用方法等が定められていない場合には、委託者は、仕様書記載の「目的」のために委託者が相当と認める方法で自ら使用し、第三者に使用させることができる。なお、本契約において納入物の「使用（利用）」には、納入物の改良・改変をはじめとして、あらゆる使用（利用）態様を含む。また、本契約において「知的財産権」とは、知的財産基本法第2条第2項所定の知的財産権をい

い、知的財産権を受ける権利及びノウハウその他の秘密情報を含む。

- (3) 掲載する観光資源等に係る情報確認及び照会は、受託者が実施すること。
また、写真・イラストは受託者で手配または撮影をすること（波佐見町所有の素材活用も可）。
- (4) 本業務で使用する地図、写真、イラストは受託者の創案した発想、アイデアまたは作成した文章・画像等の中で、既に第三者が著作権その他の権利を有する者があった場合は、本契約の履行及び本契約終了後の発注者による納入物の利用に必要な承諾を得るとともに、これらに必要な経費は受託者負担すること。
なお、第三者より当該許諾に条件を付された場合には（以下「第三者の許諾条件」という。）、受託者は、納入物に第三者の知的財産権を利用する前に、委託者に対して第三者の許諾条件を書面で速やかに通知しなければならない。委託者は、当該第三者の許諾条件に同意できない場合には、本契約の解約又は変更を含め、受託者に対して協議を求めることができる。委託者が当該条件に同意した場合、受託者は、委託業務の遂行及び納入物の作成に当たって第三者の許諾条件を遵守することにつき全責任を負う。
- (5) 委託者は、第三者の許諾条件を遵守することを条件として、本契約終了後も期間の制限なしに、納入物の利用に必要な範囲で、前項の第三者の知的財産権を自由かつ対価の追加支払なしに使用し、又は第三者に使用させることができる。
- (6) 委託業務の遂行中に納入物に関して受託者（委託者の同意を得て一部を再委託する場合は再委託先を含む。）が新たに知的財産権（以下「新規知的財産権」という。）を取得した場合には、受託者は、その詳細を書面にしたものを納入物に添付して委託者に提出するものとする。新規知的財産権は約定の委託金額以外の追加支払なしに、納入物の引渡しと同時に受託者から委託者に譲渡され、委託者単独に帰属する。
- (7) 前項の規定にかかわらず、著作権等については（10）から（13）の定めに従う。
- (8) 受託者は、本契約終了後であっても、知的財産権の取扱いに関する本契約の約定を自ら遵守し、及び第7条第1項の再委託先に遵守させることを約束する。
- (9) 委託業務又は納入物に関して、第三者の知的財産権の侵害に関する紛争その他第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、当該紛争の解決については受託者が全責任を負う。
- (10) 納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受託者、受託者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受託者から委託者に譲渡され、委託者単独に帰属する。受託者は、委託者が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- (1 1) 本契約締結日現在受託者、受託者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納入物に含まれている場合であっても、委託者は、納入物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を委託者の著作物として使用し、及び改変し、並びに第三者に使用・改変させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受託者から委託者に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）については、この限りでない。
- (1 2) 受託者は、納入物（本契約においては、委託業務により新規に作成されたキャラクター等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受託者は、当該著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- (1 3) 受託者は、本条及び知的財産権の帰属等に関する本契約及び仕様書の約定を遵守するため、必要な範囲で職務発明や著作権に関する管理規程その他の社内規程を整備するとともに、再委託先がある場合には再委託先にも整備させるよう努力するものとする。
- (1 4) その他、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上実施すること。